号

道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、 道路運送車両法の一部を改正する法律(平成十四年法律第八十九号)の施行に伴い、 道路運送車

両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第百二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

表第二号中「又は法第十六条第一項の抹消登録」を「、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録」に改め、 同表

中第十七号を第二十号とし、第十四号から第十六号までを三号ずつ繰り下げ、第十三号を第十六号とし、同

号の前に次の一号を加える。

十五 法第七十二条の三の規定による証明書の交 | 一・

付を請求する者

自動車一両ごとに作成する証明書

イ 現在記録ファイルに記録されている事項の

みに係るもの 一件につき三百円

ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに

記録されている事項に係るもの 一件につき |

千円 (保存記録ファイルに記録されている事

項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあ

っては、千円にその超える枚数一枚ごとに三

百円を加算した額)

二 三十両以下の自動車について一括して作成す

る証明書で現在記録ファイルに記録されている

事項のみに係るもの 一枚につき四百円

表第十二号を同表第十四号とし、同表第十一号中「抹消登録証明書」を「一時抹消登録証明書」 に改め、

証明書」 同号を同表第十三号とし、同表中第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、 を「一時抹消登録証明書」に改め、 同号を同表第十号とし、 同表第七号を同表第九号とし、 同表第八号中「抹消登録 同表第

六号中「一枚につき次に掲げる金額」を削り、 「係るもの 三百円」を「係るもの 一件につき三百円」に

、「千円 (二枚目以降は、三百円) 」を「一件につき千円 (保存記録ファイルに記録されている事項に係る ものの枚数が一枚を超える場合にあっては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額)」に、

「四百円」を「一枚につき四百円」に改め、同号を同表第八号とし、同表中第五号を第七号とし、第四号を

第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

一両につき三百五十円	五 輸出予定届出証明書の交付を申請する者
	者
	規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける
一両につき三百五十円	四 法第十五条の二第五項又は第十六条第八項の

附則

この政令は、平成十七年一月一日から施行する。

等の必要があるからである。

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴い、輸出抹消仮登録の申請等に係る手数料の額を定める